令和７年（フ）第４７４号
沖縄県浦添市沢岻１丁目46番１－301号　上沢マンション
破産者　坂口　勇二
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和７年（フ）第４７５号
沖縄県浦添市沢岻１丁目46番１－301号　上沢マンション
破産者　坂口登代美
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第７０号
沖縄県糸満市字照屋1488番地の１　ビッグイースト　ツー　704号室、住民票上の前住所沖縄県島尻郡八重瀬町字新城1426番地９
破産者　藤井　靖博
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和７年（フ）第６２２号
埼玉県八潮市中央四丁目17番地４
破産者　金子　恭幸
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４０７号
北海道松前郡松前町字江良572番地２、開始決定時の住所東京都足立区東伊興二丁目２番１－505号
破産者　和田　　豊
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第１１号
埼玉県秩父市中村町一丁目４番17号
破産者　磯田　　秀
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

令和８年（フ）第１２号
埼玉県秩父市中村町一丁目４番17号
破産者　磯田　安子
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

令和８年（フ）第５７２号
札幌市白石区北郷５条10丁目５番10号　ミルフィーユ103号
破産者　上田　泰行
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６６０号
札幌市南区澄川６条３丁目２番６－308号
破産者　田村　隆之
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１１７号
札幌市白石区南郷通19丁目北２番９号　ヴィレッジコートＡ－Ａ号
破産者　松田　華苗（旧姓佐藤）
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１４号
岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第11地割506番地４　ビレッジハウス矢巾１－108
破産者　鈴木　拓人
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第１９２号
盛岡市稲荷町４番13号
破産者　松田絵里香
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第１０４号
秋田市川尻大川町５番23号　ルピナ山王Ｂ101号
破産者　小嶋　健太郎
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０６号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木2777番地10
破産者　埼玉　　勝
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２０７号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木2777番地10
破産者　埼玉かおる
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２１９号
埼玉県深谷市緑ケ丘８番23－２号　柿倉貸家
破産者　吉田まもる（旧姓野澤）
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２５５号
埼玉県東松山市あずま町４丁目１番地５
破産者　山元　　恵（旧姓長峰）
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１４１３号
神奈川県横須賀市久里浜３丁目34番１－403号、開始決定時の住所横浜市磯子区洋光台２丁目１番14－403号
破産者　米倉　明博
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６３０号
横浜市西区南浅間町20番地18　アゼリア西横浜305号
破産者　澤田　一馬
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部